

1. 会社の情報

ふりがな 事業所名		従業員数	企業全体	就業場所	パート・アルバイト(就業場所)
所在地	〒		(うち女性) 人	(うち女性) 人	(うち女性) 人
アクセス	より	分	設立	資本金	円
代表者			売上高	円 ( )	年度実績
事業概要			電話	FAX	
			Eメール		
			ホームページ		
			求職者へのメッセージ		

2. 仕事の内容

職種		雇用形態		雇用期間	～
仕事の内容				求人数	名
				求人理由	<input type="checkbox"/> 欠員補充 <input type="checkbox"/> 増員 <input type="checkbox"/> その他
就業場所				アクセス	より
学歴 (履修科目)				必要な経験 免許・資格	

3. 労働条件等

賃金	a+b		円～	円	賃金形態		
	a 基本給		円～	円	賃金締切日	日	
	b 定期的に支払われる手当		手当		円	賃金支払日	日
			手当		円	通勤手当	円まで
			手当		円	マイカー通勤	
c その他の手当等付記事項			円	駐車場			
昇給		(ベースアップ込の前年度実績：)	月あたり	円～	円	又は (%)	
賞与		(前年度実績：年	回	計	月分	又は 万円～ 万円)	
就業時間	(1) ～	休憩	分	時間外	月平均	時間	
	(2) ～	休日		年間休日数		日	
	(3) ～	週休二日制					
休業等 取得実績	育児休業	年次有給 休暇	入社時	日	定年制	歳	
	介護休業		6か月経過後	日	再雇用	歳まで	
	看護休業		最大	日	勤務延長		
就業規則	フルタイム	入居可能 住宅	単身用		利用可能託児施設		
	パートタイム		世帯用		労働組合		
加入保険	<input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> 公災 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 厚生 <input type="checkbox"/> 財形 <input type="checkbox"/> 退職金共済				退職金制度	勤続 年以上	

("

受付期間		担当者	部署・役職		氏名	
選考日			電話		FAX	
選考結果			Eメール			
選考方法					試用期間	
応募書類	履歴書・卒業証明書・成績証明書・紹介状・その他 ( )				労働条件変更	
	既卒者の応募				既卒者の入社日	

)"

補足事項		求人条件に かかる特記 事項				
	インターネットによる求人情報の公開		採用・離職 状況 (就業場所)	本年度	採用	離職
				前年度	人	人
			前々年度	人	人	

# 自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。  
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

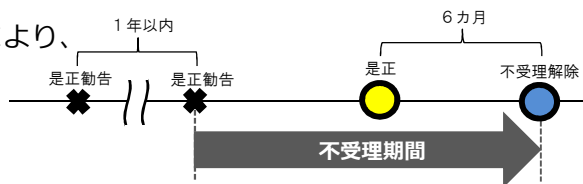
## チェックシート

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291226派若01）により確認し、理解しました。  
※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

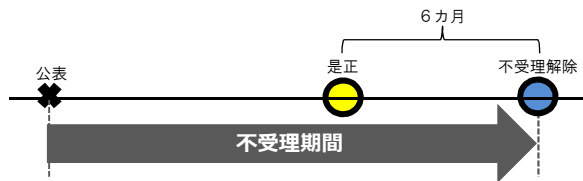
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



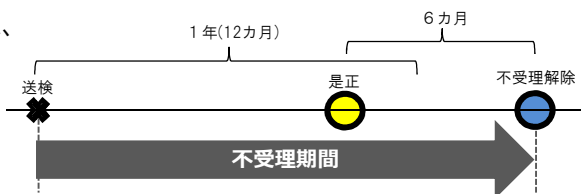
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 送検後1年が経過していない。  
 c 是正してから6カ月が経過していない。

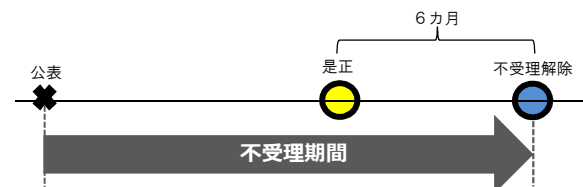


### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



### 3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①労働基準監督署による是正勧告、  
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。  
 b 是正してから6カ月が経過していない。